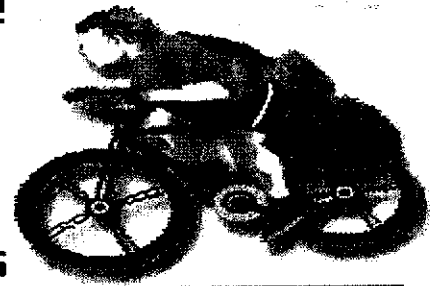


# サイクリング通信

創刊号 (平成28年3月25日発行)



## 自転車は、車道が原則歩道は例外

自転車は法律上は軽車両、車の仲間です

歩道と車道が分かれている場所では、車道の左側端を走行して下さい。

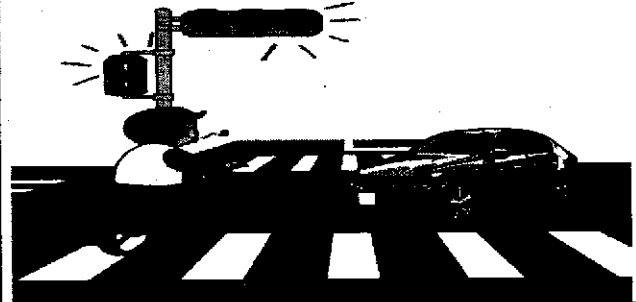
やむを得ず歩道を走る場合は、すぐに止まれる速さで走り、危険な場合は自転車から降りるなど歩行者を優先して下さい。



## 信号はどっち？

車道を走っているときは、車両用の信号機、歩道では横断歩道で降りて歩行者用信号機に従って下さい。

車道から歩道、歩道から車道へと信号を避けてジグザグ走行するのは、大変危険ですのでやめて下さい。



自転車に乗るその前に...

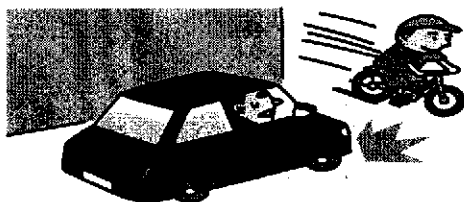
覚えていますか！？

自転車のルール

## 交差点では一時停止と安全確認

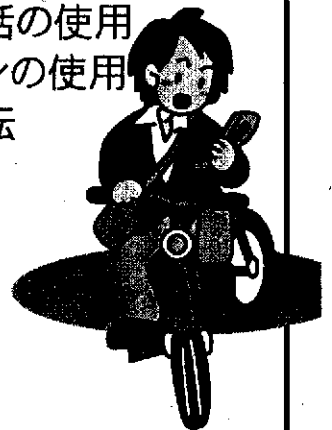
信号がない交差点で、出会い頭事故が多発しています。

「止まれ」の標識がある交差点では自転車も、必ず一時停止する事はもちろん、交差点では必ず右と左をよく見て安全を確かめましょう。



## こんな行為は禁止！！

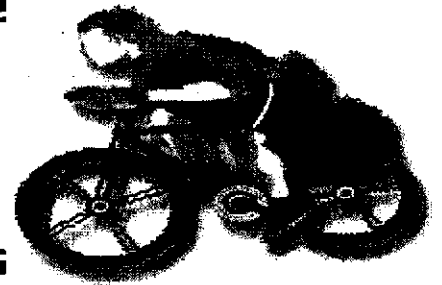
- ★ 運転中の携帯電話の使用
- ★ 運転中のヘッドホンの使用
- ★ 夜間の無灯火運転
- ★ 飲酒運転
- ★ 二人乗り
- ★ 傘差し運転
- ★ 斜め横断  
等は禁止です。



次号では自転車安全利用5則について説明します

# サイクリング通信

第2号 (平成28年4月22日発行)



## 守りましょう！自転車安全利用5則

自転車安全利用5則は、自転車を運転する上での基本的なルールです。

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道交法上は軽車両、車の仲間です。原動機付自転車(原付)を想像してみてください。歩道を走るのはおかしいですね

### 2 車道は左側を通行

自転車は車道の左側端に寄って通行しなければなりません。  
一方通行道路の場合は、車両と同じ方向にしか進行できませんので、逆走しないように気を付けて下さい

### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

道路標識によって示されている場合や、児童、幼児、70歳以上の者が自転車を運転する場合は歩道を通行することも可能ですが、その場合でも歩道は歩行者優先！徐行で進行し、必要なら一時停止をしてください

### 4 安全ルールを守る

飲酒運転、二人乗り、並進の禁止、信号を守る、一時停止では止まって安全確認することなど、当たり前のことではありますが、事故を起こさない、あわない為には大切なことです。

### 5 子どもはヘルメットを着用

昨年、全道では自転車乗車中の事故で12人が亡くなっていますが、そのうち11人は「頭部外傷」によるものです。

ヘルメットを着用して頭部を守ることで死亡率を低下させ、重大なケガを防ぐことができます。

★次回は自転車事故の賠償についてお知らせします

札幌方面中央警察署交通課